

改正案	現 行
第一条から第十一条まで （現行のとおり） （ホテル又は旅館） 第十一条の二 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び第十二条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第二項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。 2 から 4 まで （現行のとおり） （劇場等の客席） 第十一条の三 劇場等の客席の各階には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。 一 当該階に設ける座席の数が二百六十六以下の場合 二 二 当該階に設ける座席の数が二百六十六を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数がある	第一条から第十一条まで （略） （ホテル又は旅館） 第十一条の二 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第二項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。 2 から 4 まで （略） （新設）

ときは、その端数を切り上げた数)

2| 前項の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

一 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

二 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3| 第一項の車椅子使用者用部分の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

二 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

(増築等に関する適用範囲)

第十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第六条から第十条までの規定（共同住宅にあつては第六条から第十一条まで、第十一条の二第一項に規定するホテル又は旅館にあつては第六条から第十条まで及び第十一条の二、劇場等にあつては第六条から第十条まで

(増築等に関する適用範囲)

第十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第六条から第十条までの規定（共同住宅にあつては第六条から第十一条まで、前条第一項に規定するホテル又は旅館にあつては第六条から第十条まで及び前条の規定）は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第

及び前条の規定)は、次に掲げる建築物の部分(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。

一 (現行のとおり)

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は~~第十一条の二第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路(当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。)~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 (現行のとおり)

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)~~までの経路(当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。)~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 (現行のとおり)

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)又は~~第十一条の二第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路(当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。)~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。

一 (略)

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は~~前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 (略)

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)~~までの経路~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)又は~~前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路~~を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

第十二条の二から第十四条まで （現行のとおり）
別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

第十二条の二から第十四条まで （略）
別表第一から別表第三まで （略）